

研究開発で得た知的財産管理のポイント

主催： 全国航空機クラスター・ネットワーク(NAMAC)
協力： グローバル・ネットワーク協議会(GNCJ)

2020年11月25日

橋本 虎之助

グローバル・ネットワーク協議会エキスパート
橋本総合特許事務所 所長 弁理士

橋本 虎之助(はしもと とらのすけ)

グローバル・ネットワーク協議会エキスパート

橋本総合特許事務所 所長 弁理士

【略歴】

京都工芸繊維大学大学院修了(工学修士)。通商産業省(現、経済産業省)出身。通商産業省特許庁審査長、審判長、部門長等を歴任。

その間、外務省在インド日本国大使館一等書記官(インド駐在3年)、技術研究組合 医療福祉機器研究所研究開発部長、JICAタイ工業所有権情報センター協力事業チーフアドバイザー(タイ駐在2年)等に就任。

現在は、橋本総合特許事務所所長・弁理士、グローサクストコンサルティング株式会社 代表取締役社長、グローバルビジネスコミュニケーション総合研究所(GBC)代表。企業等の経営・知財顧問。

「弁理士」「リスクマネジメント管理士」「知財コンサルタント」「ビジネスコンサルタント」「人材育成コンサルタント」として活動。企業支援は多数。

日本弁理士会元副会長。経済産業省「グローバル・ネットワーク協議会 分野別エキスパート(知財戦略)」、経済産業省・AMED「医工連携イノベーション事業 事業化コンサルタント(知財)」、厚生労働省認定TLOヒューマンサイエンス振興財団 運営委員会委員長、日本医工ものづくりコモンズ特別顧問、日本知財学会会員等。

《資格》 弁理士、リスク・マネジメント管理士、日本教育推進財団「認定コミュニケーション・トレーナー」、HCJ認定「ヘルスコーチ」「メンタルコーチ」「グループコーチ」等

橋本総合特許事務所

〒190-0031 東京都立川市砂川町7-31-3

TEL:042-569-8176 FAX:042-536-9584

E-mail: hashi-th@khaki.plala.or.jp URL: <http://hashimotopat.com>

研究開発で得た知的財産管理のポイント

コンテンツ

1. 知の競争
2. 「知財リスク」と「知的財産管理」
3. 知財の基本レビュー
4. 企業における知財の役割
5. 知的財産管理の基本的前提
6. 守りと攻めの権利形成
7. 事業競争力強化と知的財産管理 —ハイブリッド型知財マネジメント®の展開—
8. 知的財産管理力の強化に向けて

1. 知の競争(1)

企業を取り巻く環境の変化

- ・イノベーションの変質(供給主導から需要主導へ)
- ・人々の価値観の変化(モノよりコト、共感、シェア)
- ・新技術の進展 (IoT、人工知能(AI)、ビッグデータなど)
- ・コロナ禍で経済への影響の深刻化(企業の事業継続計画(BCP)への意識の高まり、サプライチェーンやバリューチェーン等の見直しなど)
- ・少子高齢化、環境エネルギー等の社会課題
- ・事業の国際化、M&Aなどの経営環境の変化
- ・国際情勢の変化(米中の存在感拡大と摩擦、保護主義的傾向の高まり、グローバルなプラットフォームの台頭など)
- ・コネクテッド・インダストリーズ、Society5.0、SDGs実現への動き
- ・「価値デザイン社会」へ (「未来」=「夢」×「技術」×「デザイン」)

1. 知の競争(2)

知の競争の拡がり

- ・知の価値⇔知の連鎖⇔知の競争⇔知の格差
- ・競争優位⇔維持・持続⇔知財保護/機密保持
- ・知財価値評価問題、模倣品問題、技術流出問題、知的財産関連訴訟問題などが発生
- ・グローバル競争の激化
- ・知的財産管理の重要性が増大
- ・リスクマネジメントの展開拡大

五庁(日米欧中韓)における特許出願件数の推移



(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計・資料編 第1章1.

米国 米国ウェブサイト (2015~2016年) 及び米国提供資料 (2017-2018年、2019 (暫定値))

欧州 Patent Index 2019 (European patent applications)

中国 中国ウェブサイト

韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料 (2019年暫定値)

(出所) 特許行政年次報告書 2020年版

2. 「知財リスク」と「知的財産管理」

- リスクはいろいろな局面で顔を出す

カントリーリスク、信用リスク、為替・金利・商品相場リスク、投資・在庫リスク、知財リスク、訴訟リスク、人的セキュリティリスク、情報システムセキュリティリスク、災害・戦争などのリスクなど

- 企業活動の最大のリスクの一つが知財リスク

- 海外展開している企業が直面するリスクに知財リスクが目立つ

模倣品問題、技術流出問題、知的財産関連訴訟問題などの知財リスク

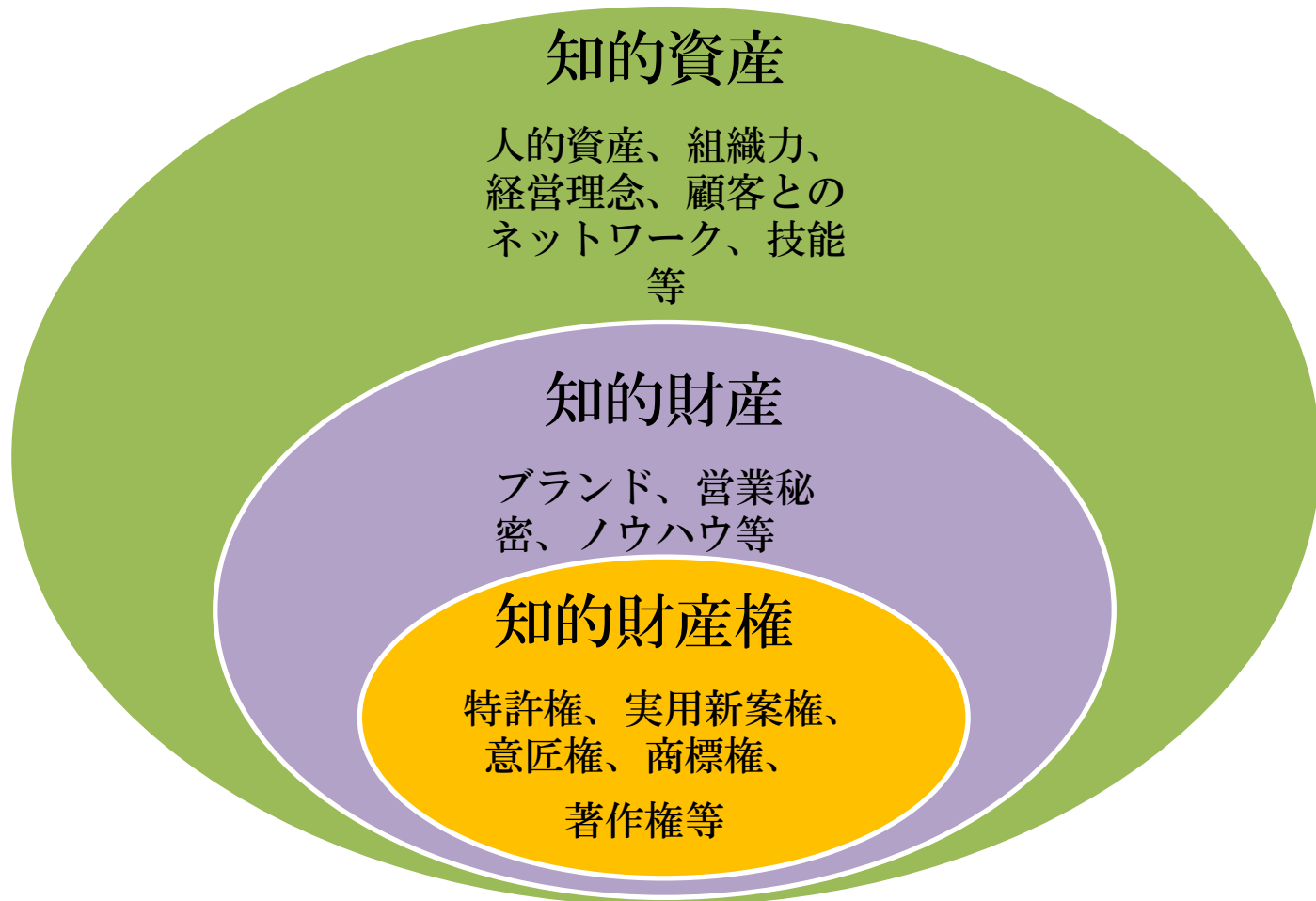
- 知財を巡る訴訟が多発

- 知財リスクを予防・最小化する知的財産管理は必須

- 事業戦略、リスクマネジメントを踏まえた知的財産管理の展開が重要

3. 知財の基本レビュー

知的資産、知的財産、知的財産権の関係



(備考) 「営業秘密」・・・不正競争防止法上の要件(秘密管理性、有用性、非公知性)をすべて満たす情報

知的財産権の種類

創作意欲を促進

信用の維持

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年
(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 出願から25年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 創作時から死後50年 (法人は公表後50年、映画は公表後70年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年 (樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を規制

営業標識についての権利

商標権 (商標法)

- 商品・サービスで使用するマークを保護
- 登録から10年
(更新あり)

商号 (会社法、商法)

- 商号を保護

商品表示、商品形態 (不正競争防止法)

- 【以下の不正行為を規制】
- 混同惹起行為
 - 著名表示冒用行為
 - 形態模倣行為 (販売から3年)
 - ドメインネームの不正取得等
 - 誤認惹起行為

産業財産権 = 特許庁所管

産業財産権の主な保護条件

• 特許権（特許法）

保護対象 : **発明**（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの）
保護期間 : 出願日から20年
主な保護条件 : 産業上利用可能性 新規性 進歩性

• 実用新案権（実用新案法）

保護対象 : **考案**（自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るもの）
保護期間 : 出願日から10年
主な保護条件 : 産業上利用可能性 新規性 進歩性

• 意匠権（意匠法）

保護対象 : **意匠**（物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの）
保護期間 : 出願日から25年
主な保護条件 : 工業上利用可能性 新規性 創作非容易性
* 画像・建築物デザイン、内装意匠、部分意匠、画面デザイン、組物意匠、秘密意匠

• 商標権（商標法）

保護対象 : **商標**（文字・図形・記号若しくは立体的形状を単独か結合させて、又はそれらと色彩を結合させて、商品又は役務の出所を示すために使われるもの）
保護期間 : 設定登録の日から10年（更新可能）
主な保護条件 : 自己の業務に係る商品又は役務を他人のものから識別させること
* 「商標の種類」：文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標
* 「地域団体商標制度」⇒「地域名」＋「商品名・サービス名」

特許制度

特許制度は、

○発明の保護

発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を与える。

○発明の利用

発明を公開して、発明の利用の機会を図る。



<参照条文>

特許法第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

特許法上の「発明」とは

- 自然法則を利用しているか
 - ×自然法則でないもの（人為的取り決め） → 商売方法、経済法則等
 - ×自然法則自体 → エネルギー保存の法則、万有引力の法則
- 技術的思想であるか
 - ×いわゆる技能 → フォークボールの投げ方、プロレス技
 - ×単なる情報の提示 → D.B
 - ×美的創作物 → 絵画、彫刻
- 創作であるか
 - 「創作」とは、新しいことを作り出すこと
 - ×天然物の単なる発見など（○→天然物から人為的に分離した化学物）
- 高度であるか
 - 従来にない新しい機能を発揮するもので産業上の利用価値があれば可

<参照条文>

特許法第2条第1項 この法律で「発明」とは、
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

特許を受けることができる発明

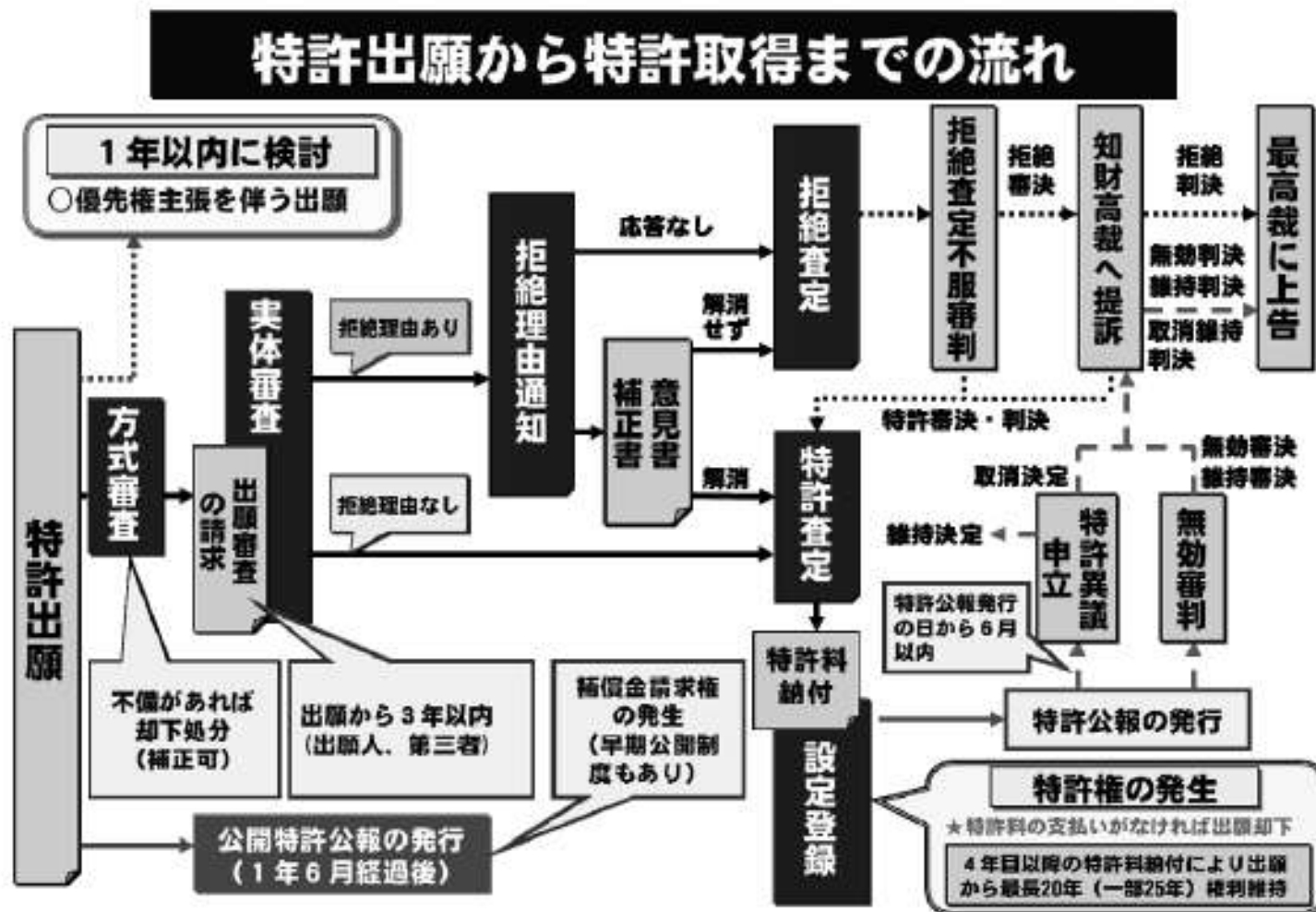
1. 産業上利用することができるか(特許法第29条第1項柱書)
2. 新しいかどうか＝新規性(特許法第29条第1項)
3. 容易に思いつくかどうか＝進歩性(特許法第29条第2項)
4. 先に出願されていないかどうか(特許法第39条第29条の2)
5. 公共の秩序に反しないか(特許法32条)
6. 明細書等の記載は規定どおりか(特許法第36条)

<参照条文>

特許法第29条第1項 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 1 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 2 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 3 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能になった発明

出願から特許権取得までの流れ



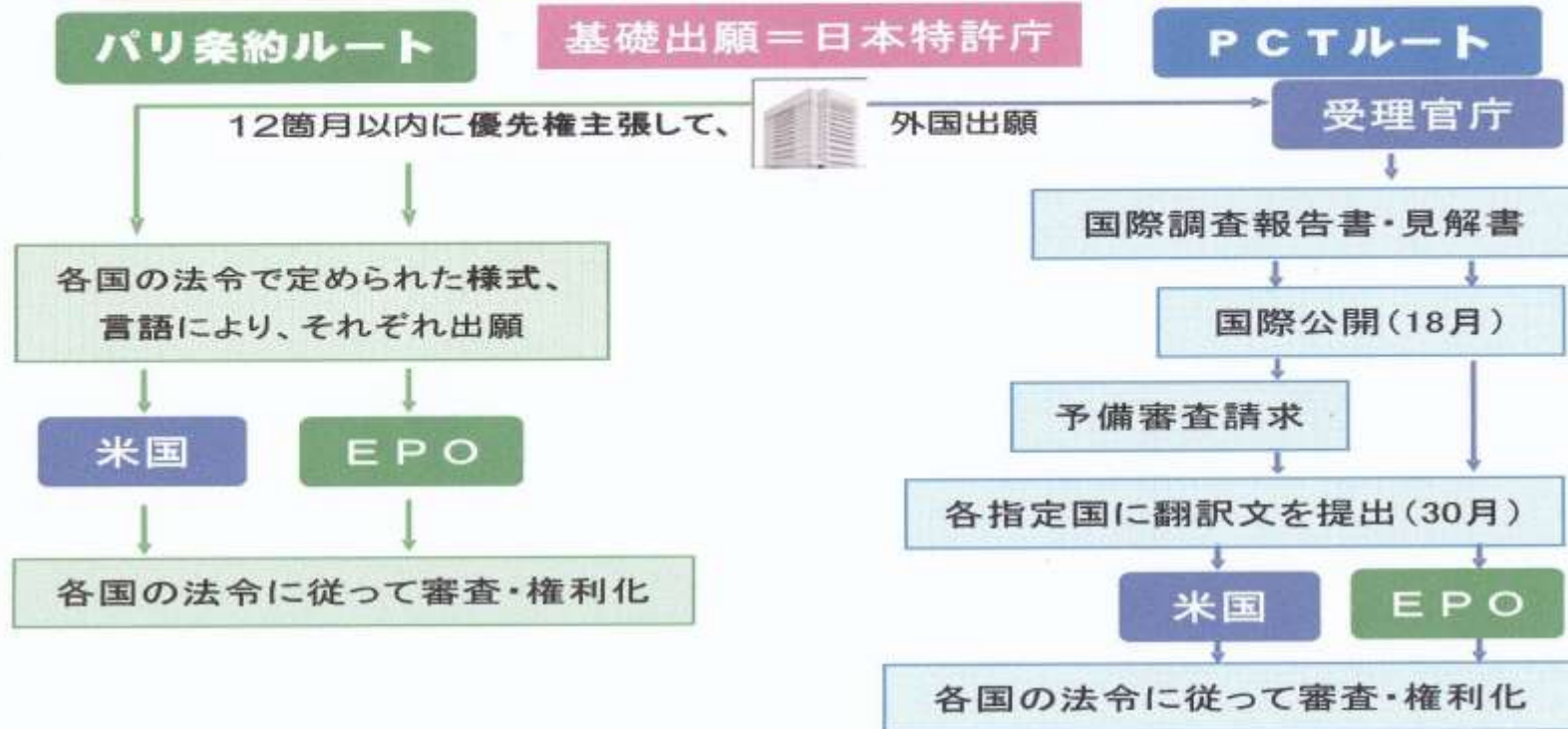
明細書等の記載について



外国での権利取得

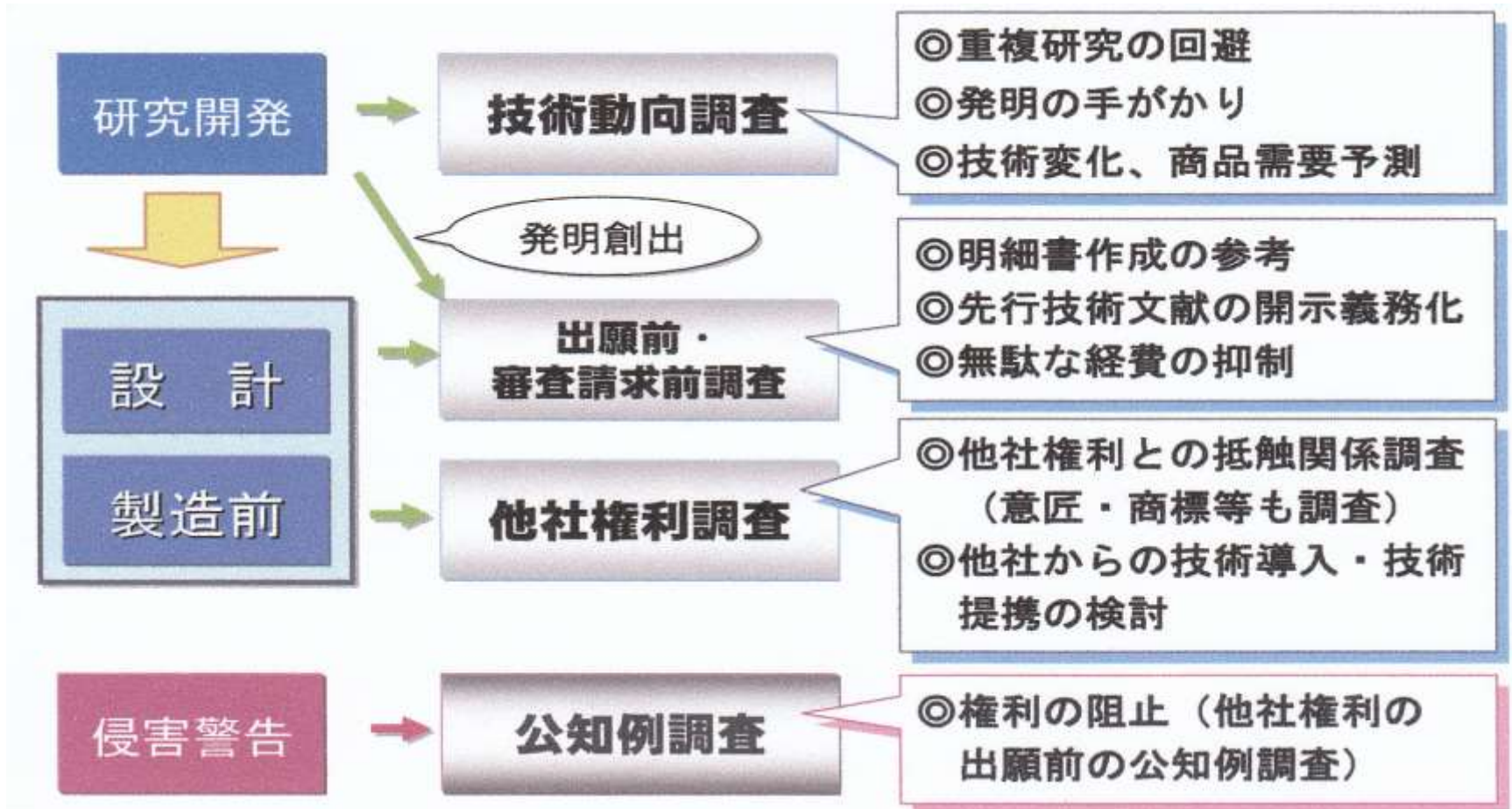
外国での権利取得

- 我が国で権利化しても、外国までは権利の保護が及ばない(属地主義)。
- 外国で権利を行使したいのであれば、その国においても特許権の取得が必要。

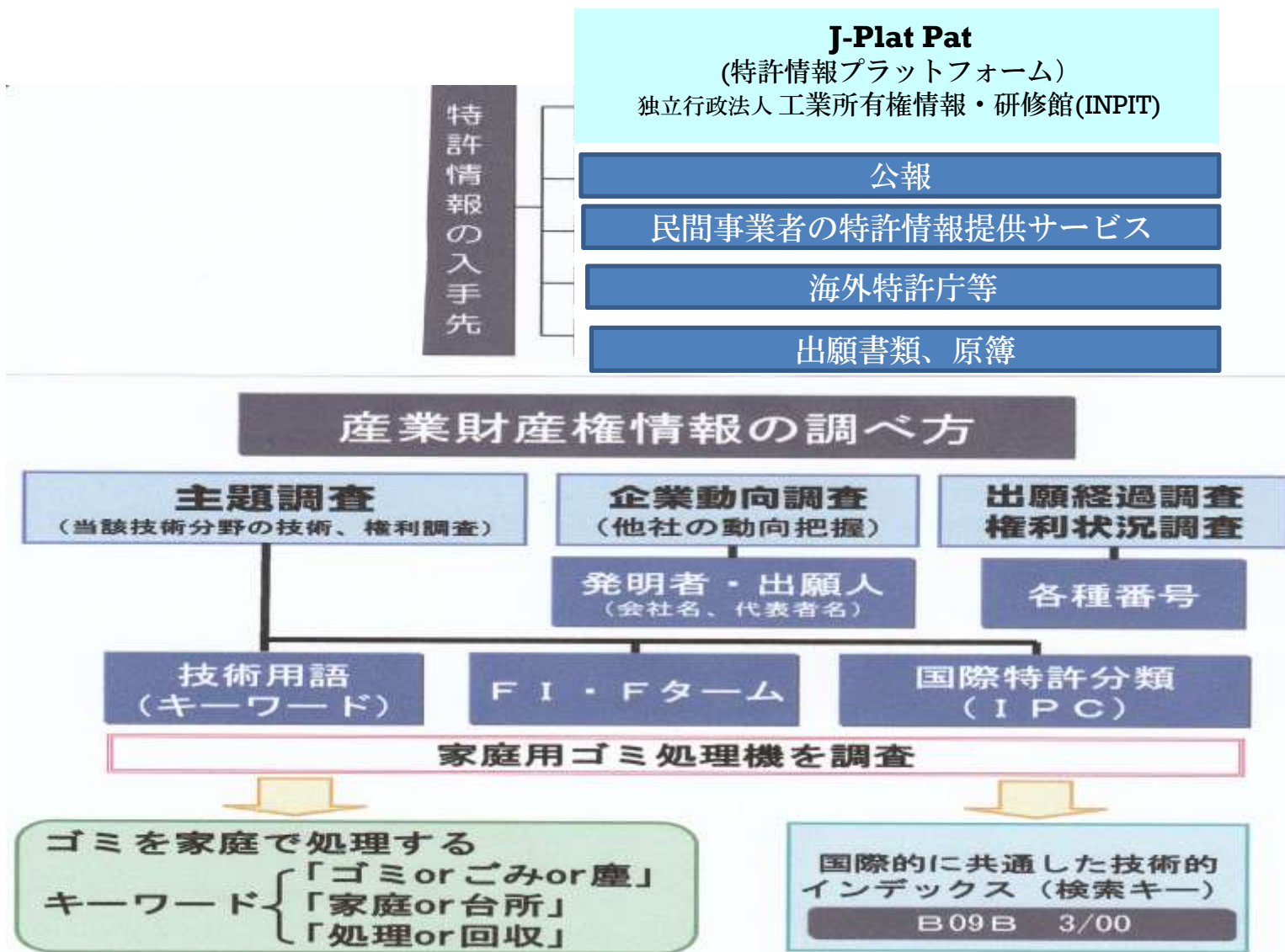


産業財産権情報の利用

公開された発明、意匠、商標等に関する情報（公報類）が、主な産業財産権情報



産業財産権情報の調査



知財支援策

1. 権利化・活用

- 入口～出口サポート・知財総合支援窓口
- 知財情報のデータベース提供・J-PlatPat
- 料金軽減・審査請求料・特許料等の減免制度
- 特許情報分析支援・特許情報分析活用支援
- 権利化、ノウハウ化支援・営業秘密・知財戦略相談窓口
- 出張セミナー・産業財産専門官
- その他

2. 海外展開

- 海外展開知財面からの支援・海外知的財産プロデューサー
- 外国出願費用の補助・外国補助金
- 海外係争費用の補助・侵害対策補助金
- 新興国等における海外知財情報提供・新興国等知財情報データバンク
- その他

4. 企業における知財の役割

●企業の目的

- 企業の目的は**利益追求**
- 何が企業の利益につながるか
- 利益につながる**重要成功要因**
 - ①開発力 ②コスト力 ③品質力 ④生産力 ⑤販売力
 - ⑥**知財力** ⑦納期力 ⑧財務力 ⑨先読み力 ⑩調和力
- 最適資源配分 -選択と集中-
- 未来に向かって競争
- **すべての道は、利益に通じる**

●事業競争力での位置付け

- 事業競争力を高めるのは
 - ⇒**技術開発、製品企画など**
- 事業競争力の持続性を維持するのは
 - ⇒**知的財産（特許、ノウハウ、営業秘密など）**

5. 知的財産管理の基本的前提

- すべての知財を権利化すれば良いわけではない
(権利化・ノウハウ化の仕分けなど)
- 特許は相対的に不安定な権利
- 特許は国によって制度、運用も相違
- 中核技術の特許だけで良いわけではない
- 商標はブランド戦略に必須
- 意匠はデザインで技術を守りつつ、ブランドを形成

6. 守りと攻めの権利形成

- 守りの権利形成（守りの特許）
 - ・ 競争力の源泉となる技術、事業の参入障壁
 - ・ 守りの権利形成での注意点
- 攻めの権利形成（攻めの特許）
 - ・ 相手を攻め、弱みを解消する権利の形成
 - ・ 「攻めの特許」の活用の仕方
- 知財力の変化
 - ・ 基本発明と改良発明は互角のパワー
 - ・ 優位性は日々変化

7. 事業競争力強化の知的財産管理

●知財リスクの予防・最小化

●事業機会の最大化

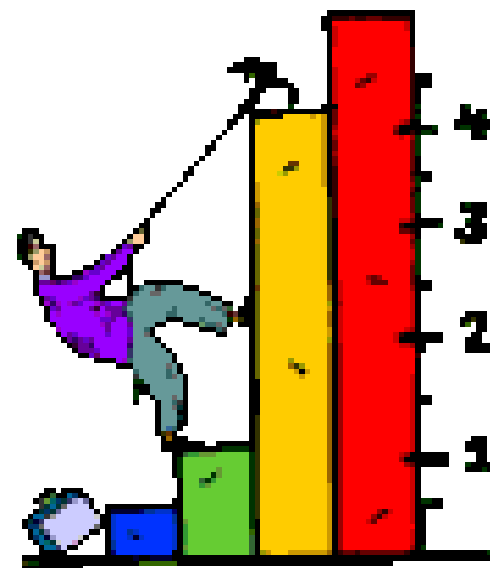
●ハイブリッド型知財マネジメント®の展開

- ・デジタル化、情報、ビジネスモデル、デザインなどの重要性が増大
- ・多様な価値、多様な個性、新たな視点の創出(ハイブリッド知財®の取得等)
- ・ハイブリッド型知財マネジメント®が重要
「出願・ノウハウ」に加えて、
「AI、ビッグデータ、情報、契約、ビジネス」を複合的に活用・展開

8. 知的財産管理力の強化に向けて

● 基本的課題

- ・ 現場から解決策を探すのがモノづくりの王道
- ・ 変化を先読み価値を創出
- ・ 市場変化にちみつに対応
- ・ イノベーションから競争力
- ・ 技術開発のスピードアップ
- ・ 変革の手綱を緩めず
- ・ 縮み志向を断つ
- ・ 仕事=挑戦
- ・ 情報の共有
- ・ 連携・融合
- ・ 見える化
- ・ 戦略化
- ・ **PDCA**



Plan⇒Do⇒Check⇒Action

↓
企業利益

ご清聴ありがとうございます



橋本 虎之助

グローバル・ネットワーク協議会エキスパート
橋本総合特許事務所 所長 弁理士

橋本総合特許事務所

〒190-0031 東京都立川市砂川町7-31-3

TEL:042-569-8176 FAX:042-536-9584

E-mail : hashi-th@khaki.plala.or.jp

URL: <http://hashimotopat.com>